

西ドイツ国家補償理論における

Folgenbeseitigungsanspruch (「FBA」) 思想の展開 (一)

平 井 孝

一 はし が き

二 Folgenbeseitigungsanspruch 思想の成立

(一) Folgenbeseitigungsanspruch 思想成立におけるハンホフの地位(以上本号)

(二) ハンホフ「Folgenbeseitigungsanspruch」の論理的構造とイデオロギー性

三 Folgenbeseitigungsanspruch 思想の展開

四 む す び

一 は し が き

政活動の結果を法律上規律するにとり望まじいか (Empfiehl es sich, die Folgen rechtswidrigen hoheitlichen Verwaltungshandeln gesetzlich zu regeln < Folgenbeseitigung—Folgenschädigung > ?) を報告課題として、ヴァイロイター (Weyreuther) の主報告を中心に、メンダー (Bender)、ハース (Haas) の副報告を加え、さらに、多くの他の公法学者、弁護士、裁判官、行政官等の討議参加のもとで、開催された。<sup>(1)</sup>

二 この会議の採用した報告課題については、すでに、第六回 (一八六五年度)、第九回 (一八七一年度)、第二八回 (一九〇五年度)、および第四一回 (一九五五年度) と、ドイツ法曹会議が、しばしば、類似ないし関連テーマのもとでとりあげてきたところである。<sup>(2)</sup> 判例、学説もまた、このテーマをめぐって、活潑な論議を展開してきた。最近では、ミンホフ「職務行為要求の行政裁判的訴訟 (Die Klage auf Vornahme einer Amtshandlung, 1951

(2 Aufl. 1968)」を包括的体系のはしりとして、その後、メンガー「行政裁判による権利保護の体系 (System des Verwaltungsgerichtlichen Rechtssch. hutz es. 1954)」、「国家責任訴訟と二」三の行政訴訟事件の法的根拠の同質性について (Über die Identität des Rechtsgrundes der Staatshaftungsklagen und einiger Verwaltungstreitsachen)

<in Gedächtnisschrift für W. Jellinek, 1955>、「ミンターマン」結果除去請求権の学説にそとて (Zur Lehre von Folgenbeseitigungsanspruch, Die Öffentliche Verwaltung (D. Ö. V.) 1955, S. 528)、「ケルロイター (Koellreutter)」行政法の基本問題 (Grundfragen des Verwaltungsrechts, 1955, S. 141)、「ハース」公法上の補償義務の体系 (System der Öffentlichrechtlichen Entschädigung, 1955)、「シュツック (Schack)」、「クノール (Knoll)」、「ラインホルト (Reinhardt)」第四一回 (一九五五年度) ドイツ法曹会議意見書、「シュイナナー」ドイツ法による国家的損害責任の問題 (Problem der staatlichen Schadenshaftung nach deutschen Recht, D. Ö. V. 1955, S. 545 ff.)、「アマンンタ (Turegg)」行政法教科書 (Lehrbuch des Verwaltungsrechts, 1956, S. 177 ff.)、「シトロニホフ (Schloc-

hauer) 「公法 (Öffentliches Recht, 1957)」「デュリッヒ (Dürig)」「国家と国民の財産的価値権 (Der Staat und die Vermögenswerten Berechtigungen seiner Bürger」Festschrift für W. Aepelt zum 80 Geburtstag 1958, S. 49 ff. >)」  
 ゲミン (Götz) 「官吏法における結果除去請求権 (Der Folgenbeseitigungsanspruch, Zeitschrift für Beamtenrecht, ZBR 1961, S. 135 ff.)」「テューネ (Theune)」「結果除去請求権 (Der Folgenbeseitigungsanspruch, Bayerische Verwaltungsjahrbücher, (Bay. V. Bl.) 1963, S. 103 ff.)」「ケーベルマンナー「相隣者の建築法上なほの結果除去請求権上の地位 (Zur Rechtsstellung des Nachbarn im Baurecht und zum Folgenbeseitigungsanspruch, Juristische Schulung, 1963 S. 110 ff.)」「ヘンチンマン「公用収用類似の侵害による補償と職務責任 (Amtshaftung und Entscheidung aus enteignungsgleichem Eingriff, 1965)」「違法な高権的行政活動の結果 (Folgen rechtswidrigen hoheitlichen Verwaltungshandels, Juristen Zeitung 1968, S. 487 ff.)」「ルンペ「行政法学の基本問題 (Grundfragen der heftigen Verwaltungslehre, 1965)」「フランケ (Frank)「結果補償請求権——補償による結果除去 (Der Folgenbeseitigungsanspruch — Der Folgenbeseitigung durch Entschädigung, Verwaltungsarchiv 1966, S. 357—376)」「シュレー (Schleeh)「公法上の結果除去の学説のため (Zun Dogmatik des öffentlich-rechtlichen Folgenbeseitigung, Archiv des Öffentlichen Rechts 1967 S. 92)」「ハンツ (Haug)「予防的不行爲訴訟と一般的除去訴訟の新展開 (Die neuere Entwicklung der vorbeugenden Materalassungs- und der allgemeinen Beseitigungsklage, D.Ö.V. 1967, S. 86—91)」「ヤンセン「行政裁判における損失補償法上の附随手続 (Entschädigungsrechtliche her Adhäsionsprozess in der Verwaltungsgerichtsbarkeit?, Deutsches Verwaltungsblatt (D. V. Bl.) 1967, S. 190—194)」「ヤヒリキ (Jaenicke)「国家機関の違法措置による国家の責任 (Haftung des Staates für rechtswidriges Verhalten seiner Organe, Länderberichte und Rechtsvergleichung 1967, S. 69 ff.)」「ロスlein「結果除去請求権 (Der

Folgenbeseitigungsanspruch, 1968)」「ヴァイロイター」「第四七回ドイツ法曹会議意見書」「ベンダー」「国家の不法にもとづく公法上の補償義務の問題に寄せて」(Zur Problematik der durch Staatsunrecht begründeten Öffentlich-rechtlichen Kompensations- und Restitutionspflichten, D. Ö. V. 1968, S. 156—163)」「ウケルン」「行政法(一)第七新訂版」(Verwaltungsrecht I, 1968, S. 372—374; §34 II Folgenbeseitigung und Folgenschädigung)」「メーリッセル」「結果除去の訴訟問題」(Rechtswegfragen zur Folgenbeseitigung, D. Ö. V. 1968, S. 515—520)」「官吏法上の復善請求権の扶助法的処理のために」(Zur versorgungsrechtlichen Abwicklung der beamtenrechtlichen Wiedergutmachungsansprüche, D. Ö. V. 1969, S. 540—546)などの諸論文があいついで発表されてきた。

三 これらの諸論文は、多少のニューアンスの差異はあれ、おおむね、行政上の権利救済としての行政行為の取り消し変更の形式的側面を指摘・批判する立場をとり、行政救済体系の完結のためには、違法行政の残存効果、結果の除去(Folgenbeseitigung)の理論の確立・一般化が必要・当然である、としている。要するに、今日の西ドイツ国家補償理論は、右の結果除去の理論ないし思想(イデオロギー)を基軸とし、かつこれに触発されつつ、その体系的完結を急いでいるようにおもわれる。本稿では、とくに、西ドイツ国家補償理論における *Autopferungsanspruch* 思想の<sup>(5)</sup>基底的作用を考慮しながら、第二次大戦後の西ドイツにおいて成立・発展をみた「結果除去請求権(Folgenbeseitigungsanspruch)」思想は、いかなる理由・事情のもとでいかなる論理構造をとっているのか、そして、従来の *Autopferungsanspruch* (犠牲補償請求権) 思想といかなる関係にたつものといえるのか、を西ドイツ国家補償理論における *Folgenbeseitigungsanspruch* 思想の成立・展開の論証過程において、検討したい。

(1) ヴァイロイター、ベンダー、ハースらのほか、ハイデンハイン(Heidenhain)、ムッホフ(Bachof)、オーベルマイヤ

ー (Obermayer)・ベッターマン (Bettmann)・ウォルフ (Wolf)・クレフト (Kreft)・メッツェル (Maetzel)・メンガー (Menger)・ルップ (Rupp)・シュナイナー (Scheuner) など、西ドイツ公法学界を代表する多くの学者・実務家の参加があった。

(2) 官吏の不法行為によって生じた損害に対する国家責任の問題は、ドイツにおいて古くから論ぜられた問題であり、一九世紀においては種々の学説が現われているが、古くはボロタイの分類するところである (Piloty, Die Haftung des Staats für rechtswidrige Handlungen und Unterlassungen der Beamten bei Ausübung staatlicher Hoheitsrechte, 1888, S. 245)。第六回ドイツ法曹会議(一八六五年)では、国家責任を肯定し「国家は損害及び不利益 (Schäden und Nachteile) の責に任ずる。この損害・不利益とは、国家の任命にかかる官吏が、故意、過失によりその国家勤務義務違反をなし、これによって第三者に加えられたるものである」としてゐる (Heidenhain, Folgen rechtswidrigen hoheitlichen Verwaltungsverfahrens, Juristen Zeitung, 1968, S. 489)。この見解は、すでに一八六三年に発表されていたツァンツ (Zacharia)「官吏の不作為および違法行為に由来する国の責任拘束性について」(Über die Haftungsverbindlichkeit des Staates aus rechtswidrigen Handlungen und Unterlassungen seiner Beamten (Zeitschrift für staatswissenschaftlichen, 1863, S. 582) に共通するものであろう。これにたいして、一八七一年の第九回ドイツ法曹会議では、国は「官吏の加害行為 (Schadenzufügung) の立法にならなくては、国家責任直接拘束の原則 (das Prinzip der direkten Haftverbindlichkeit des Staates) を基盤としなければならない」という決議を採択した (Heidenhain, a. a. O. S. 489)。しかし、国家責任に関する古い理論は、国と官吏との関係を委任者と受任者の関係と考え、私法上の委任の法理の類推や「選任の過失」の法理によって説明していた。この傾向のもとで、国家補償の可能な局面の開拓が主とし私法学者によって企図されていた。たとえば、ギールケ (Otto von Guericke) は私法規定によって定められるべきであると強く主張した一人である。一九〇五年の第二八回ドイツ法曹会議において、ギールケは、上述の立場を内容とする提案を行い、採択された。すなわち、右提案は、

国庫の責任に関する民法三二条（法人の責任）、八九条「第三二条の規定は、国庫ならびに公法上の社團、財団および營造物に準用する」の規定を、高権的に活動する国家にまで（auf den hoheitlich handelnden Staat）拡大させ、もつて、国家の直接責任を導入することにあつた（Heidenhain, a. a. O. S. 490）。しかし、ドイツ法曹會議の名におけるドイツ帝國議會への要請は議會の認めることとならず、かえつて一九〇九年にプロイセンが、また一九一〇年にライヒが、それぞれ職務責任（Amtshaftung）の制度を採用するに至つたのである（室井力「ドイツ官吏法序説」（渡辺宗太郎博士還歴記念論文集）「特別権力關係論」六七頁以下参照）。

一九五五年の第四一回ドイツ法曹會議では、「高権行使に由来する国の損失補償給付の諸義務を、根拠、内容、主張にしたがつて、法律上規定することが望ましいか（Empfehlte es sich, die verschiedenen Pflichten des Staates zur Entschädigungsleistung aus der Wahrnehmung von Hoheitsrechten nach Grund, Inhalt und Geltendmachung gesetzlich zu regeln?）」の討議課題のもとで「シヤック（F. Schack）」「ミュンヒ（F. Münch）」「クノール（E. Knoll）」「ラインハルト（R. Reinhardt）」がそれぞれ意見発表をした。とくに「シヤックは、ハンブルグ大学教授として学者側を代表する立場から、クノールは、聯邦行政裁判所長官として実務家を代表する立場から、それぞれ報告している。前者の報告は、「公法上の損失補償法（Entschädigungsrecht）の現状」（一、加害行為の種類（1）適法な公権力行使の結果たる加害行為（2）違法無過失侵害と危険責任（3）違法有責の加害行為 二、公法上の損失補償の現行法的基础（1）公用収用・犠牲補償（Enteignungs- und Aufopferungsentuschädigung）（2）職務責任（Amtshaftung）」「公法上の損失補償法の改正問題」（一、公法上の損失補償の種類（1）収用補償と犠牲補償 a 適法な加害行為 b 危険責任に隣接の違法無過失の加害行為 Schadenszufügungen（損害添加？か著者註）（2）職務責任、二、社会的危険思想の下での公法上の損失補償法の改正）である。後者の報告は、三部にわかれてゐる。国家補償の実体法的基础と（出訴）手続法的根拠の現状分析から出発し、第一に基本法一四條三項、三四條、一九條四項、一〇四條によつて補償問題は通常裁判所（ordentliche Gerichte）へ出訴すること、第二に裁判所法一三條（伝統による

民事裁判所管轄権)が今日なお通用すべきこと、さらに、第三に、判例法上確立された補償の一般原則として、一七九四年プロイセン一般国法前文七四・七五条の *Aufopferung* (償習法の一種と聯邦最高裁判所は判示している)が存在すること、を帰結している。ついで各論に入り、A、公用収用(1民事裁判所の権限の拡大2公用収用類似の侵害と犠牲における民事裁判の拡大3社会的諸関係の変更(*Umgestaltung*))を目的とする訴訟として(1)戦争結果の清算・解決(戦争損害補償・通貨切換)(2)経済指導(3)社会改革(社会化・土地改革)(4)土地の計画的再配分(耕地整理 *Ländliche Umlegung*)、都市建設(*städtelbau*)などがどう処理されているか、に言及している。4民事裁判の事後開始?5損失補償の「額」と「理由」に関する訴訟)、B、自由権剝奪における出訴C、緊急的救助の出訴(災害補償請求権の認定を求めて社会裁判所にたいしておこなう)、D、違法な公権力行使の結果の除去のための出訴、E、訴訟手続上の問題として、(1)民事裁判所は権力的活動に干渉しうるか?(2)出訴の複線性(3)裁判所の裁量範囲の拡張(民事訴訟法二八七条)が述べられている。第三部は、批判と改正提案からなる。前者は、(民法上および公法上の)二つの訴訟の原理的区別を扱い、さらに、実体的関係を考慮しつつ、公法上の請求と私法上の請求の併合(*Zusammentreffen*)を論じている。最後に、解決的提案として、民事裁判所および行政裁判所の管轄指定を、また、統一裁判所手続の可能性は、憲法改正問題であり、実務上困難な問題である、としている。(なお、西ドイツ行政裁判所の管轄権については、秋山義昭・西ドイツ行政裁判所に於ける一般概括主義と行政裁判所の管轄権・北大法学論集第一八巻三号四号、南博方「行政裁判制度—ドイツにおける成立と発展」参照)。

(3) 結果除去請求権 (*Folgenbeseitigungsanspruch*) の実体法的性格は今日もはや争いのないところである (Jörg, Schleich, *Zur Dogmatik der öffentlich-rechtlichen Folgenbeseitigung*, *Archiv des Öffentlichen Rechts*, Vol. 87, HI (1967), S. 59 Anm. (2))。フランケによれば、一九五一年二月二〇日のリュートネブルク高等行政裁判所 (Lüneberg OVG) 判決、一九五二年五月二三日のヘッセン行政裁判所 (Hessen VGH) 決定、一九五三年一月六日デュッセルドル「高等行政裁判所 (Düsseldorf OVG) 判決、一九五八年一月二三日のハンブルグ高等行政裁判所 (Hamburg OVG) 判決、一九六〇

年五月三十一日のフランクフルト行政裁判所 (Frankfurt VGH) 判決などは、結果除去請求権の存在を肯定している (Frankfurt-Josef Franke, Der Folgenschädigungsanspruch—Der Folgenbeseitigung durch Entschädigung, Verwaltungsarchiv B. 57 H. 4, 1966, S. 363)。

- (4) 山田準次郎・行政上の権利保護と Wiedergutmachungsanspruch (復善請求権) または Folgenbeseitigungsanspruch (結果除去請求権)・法律叢書三七卷(五、六号)三八卷(二号、三号、六号)四〇卷(一号)に詳細な紹介がある。
- (5) 拙稿・西ドイツ損失補償理論における Aufopferungsanspruch 思想の展開・公法研究二五号・西ドイツにおける戦争損害書に Aufopferungsanspruch・一橋論叢五五卷六号参照。雄川一郎・行政上の無過失責任・我妻先生還暦記念「損害賠償責任の研究・下」二〇〇頁以下参照。岡松参太郎「無過失責任論(昭和二八年版)」八九頁以下参照。今村成和「国家補償法」(法律学全書)参照。

## 二 Folgenbeseitigungsanspruch 思想の成立

### 1 Folgenbeseitigungsanspruch 思想成立におけるバッホンの地位

(1) 一九五一年公刊の「Bachof, Die verwaltungsgerichtliche Klage auf Vornahme einer Amtshandlung (職務行為要求の行政裁判的訴訟)」は、Folgenbeseitigungsanspruch (結果除去請求権) を西ドイツ公法学界における重要問題の一つに昂揚させる契機とな<sup>(21)</sup>った。

一九五五年にケルロイターは、結果除去請求権を、取消された違法な行政行為 (ein aufgehobenes rechtswidriges Verwaltungsakt) の結果の除去を請求する権利と解し、これはすでにプロイセン高等行政裁判所の判示するところである<sup>(22)</sup>としていた。彼によれば、一九四五年以降において、結果除去請求権の問題は、いわゆる「私権



形成的行政行為<sup>(4)</sup>(privatrechtsgestaltende Verwaltungsakte)の集積によって、独自の先端的問題となつたとされる。

たしかに、ケルロイターが指摘するまでもなく、結果除去請求権にかんする論議は、右のプロイセン高等行政裁判所の判例をフォロウするかのようになり、バッホフの論文公刊以前に若干はなされていたのである。

たとえば一九四八年にシェーン(Schoen)、『バウアー(Bauer)』一九五〇年にストュックホルト(Stückhart)が、それぞれ Die Öffentliche Verwaltung (D.Ö.V.)・Deutsches Verwaltungsblatt (D.V.Bl.) などの法律雑誌面に発表している。<sup>(5)</sup>

しかし、バッホフ以後、結果除去請求権を肯定・支持する論文は、急激に、かつ、数量的にも著しい飛躍をみせている。例えば、ラッシュ(Rasch) (一九五二年)、『ヴィートハップ(Wiehaup)』ロップフ(Loppuch)、『イェリネク(Jellinek)』(一九五三年)、『レルヒエ(Lerche)』メンガー(Menger) (一九五四年)、『ベッターマン(Bettermann)』メンガー、ティーターゲン(Tietgen)、『ハース(Haas)』シャック(Schack)、『クノール(Knoll)』ラインホルト(Reinhardt)、『メンガー、シヨイナー(Scheuner)』(一九五五年)、『トゥレグ(Turegg)』(一九五六年)、『バッターマン、シュロツホアウア(Schlochauer)』(一九五七年)、『デュリツヒ(Dürig)』リンゲ(Ringe) (一九五八年)、『ゲッツ(Götz)』ベッターマン、メンガー、レルヒエ (一九六一年)、『トイネ(Theune)』オーベルマイヤー(Obermayer)、『ツィンマー(Zimmer)』(一九六三年)、『ブツシユリンガー(Buschlinger)』(一九六四年)、『ハイデンハイン(Heidenhain)』ルップ(Rupp) (一九六五年)、『フランケ(Franke)』シヨーン(Schober) (一九六六年)、『シュレー(Schleeh)』ハウツ(Haug)、『ヤンセン(Janssen)』ヤニッケ(Jaenicke)、『クリエ(Kriele)』(一九六七年)、『ロスライン(Rösslein)』ヴァイロイター(Weyreuther)、『ベンダー(Bender)』

ヴォルフ (Wolff)、ハイデンハイン、メーツェル (Maetzel) (一九六八年) など、多くの公法 (憲法・行政法) 学者 (大学教授・講師・助手)、および法律実務家 (裁判官・弁護士など) によって、バッホフ「Folgenbeseitigungsanspruch」の理論的承継 (批判的・発展的承継をも含めて) が試みられている。このような Folgenbeseitigungsanspruch 研究の雪崩現象的展開は、やはり、バッホフの理論的影響のあらわれと評価しても差支えなからう。もちろん、バッホフ理論の憲法的基盤たる、社会的法治国の原理 (基本法二〇・二八条) 行政裁判的人権保障としての訴訟事項における概括主義 (基本法一九条四項) が、多くの論者をして、Folgenbeseitigungsanspruch の承認・展開を自明のものたらしめていることを忘れてはならないであろう。右の点をふまえても、バッホフの影響力の大きさを評価してか、彼の著作をもって、「Folgenbeseitigungsanspruch (結果除去請求権)」の「基本書 (das grundlegendes Werk)」となし<sup>(6)</sup>、バッホフを「結果除去請求権」の「名親 (der Pate)」たらしめている者が出ているのである。<sup>(7)</sup>

メーツェルは一九六八年の第四七回ドイツ法曹会議以降の論文において、右の事情を次のように説明している。

一九〇六年の第二八回ドイツ法曹会議では、違法な高権的行政活動に対する反作用 (Reaktion) を損害賠償法 (Schadenersatzrecht) 上の私法的問題として処理すべきものとしていた。しかし、一九五五年の第四一回ドイツ法曹会議では、この問題を公法的に考察しながら、損失補償給付もろとも他の国家補償に関連づけて処理することとしている。つまり、ドイツ法曹会議は、一九〇六年当時は慎重 (消極的) であったのに、今や一八〇度の転換をとり、「Folgenbeseitigung」「Folgenentschädigung (結果補償)」のスローガンのもとで、行政不法 (Staatsunrecht) の問題にとりへむに至っているのである。<sup>(8)</sup>

(2) 一九五一年はまさにバッホフのためにあったようなものである。彼の単行本が「洛陽の紙価を高めた」か否

かは定かでないにせよ、後年（一八六八年）に再版されたことは、けっして偶然ではない。おりしも、第四七回ドイッ法曹会議の報告課題は、「*Folgenbeseitigung*」「*Folgenentschädigung*」の統一的法理の探究と、その実定法化の可否、にあった。この事實は、すでにバッホフの地位の動かしがたくなっていることと、符号しているようにおもわれるのである。したがって、バッホフの画期的な、*Folgenbeseitigungsanspruch*の体系的著述「職務行為要求の行政裁判的訴訟」（一九五二年版）は、巨視的にみれば、行政救済法理の発展——なかんづく社会的（立法）運動体としての学派の形成ないし、その具体的行動のひとつの場たる法曹会議の形成——に貢献するところがすぶる大きいものであったといえないかどうか。また微視的にみれば、彼の著述は、行政処分執行停止制度や予防的不作為訴訟制度の理論的前進の出発点として、また、西ドイツ的法治主義——社会的法治国家主義における生存配應行政の実質的先行基盤を共有するものといえないかどうか。右の設問は、第一に、バッホフ *Folgenbeseitigungsanspruch*の論理的構造とそのイデオロギー性の検討を、第二に、バッホフの右思想はいかなる継受のプロセスを見出しているか、の検討を要請するであろう。ともあれ、われわれは、さしあたって、バッホフ・*Folgenbeseitigungsanspruch*の論理体系にはしし潜行することによって彼の行政法学観（イデオロギー性）を追体験し、もつて、思想としての *Folgenbeseitigungsanspruch* 論成立の秘密に接近したく思う。

- (1) Rupp, *Grundfragen der heutigen Verwaltungslehre*, 1965
- (2) メーツェルはつぎのように評価している。「(バッホフの)一九五二年刊行のモノグラフは、"die Folgenbeseitigung (結果除去)"を論議にのせたが、やはり、専門用語上の混乱は続いた。」(Maetzel, *Rechtswegfragen zur Folgenbeseitigung*, D. Ö. V. 1968, H. 15—16, S. 516 Anm. (3))
- (3) Koellreuter, *Grundfragen des Verwaltungsrechts*, 1955, S. 48. トウレンツァーはつぎのちよて説明している。

プロイセン高等行政裁判所(判例集第九二卷一〇八頁)によると、いわゆる警察的緊急状態(polizeiliche Notstand)にも「いき」警察が古い住宅に浮浪者(ein Obdachloser)を指定・宿泊させたが、時日の経過によってこの措置が違法となった場合、警察は当該違法措置の結果を除去すべき義務を負うのである」と。(Turegg, Lehrbuch des Verwaltungsrechts, 1956, S. 177)

(4) ケルロイターは、私権形成的行政行為の特色を、社会秩序維持に向けられた、行政の私法状態にたいする侵害・干渉であるとして(Koellreutter, a. a. O. S. 49)。

(5) Knoll's Gutachten (Der 41 Deutsche Juristentag, 1955, S. 121 Anm. (47))

(6) Bender, Zur Problematik der durch Staatsunrecht begründeten öffentlichen Kompensations- und Restitutionspflichten, D. Ö. V. 1968, H. 5, S. 157; Knoll's Gutachten, a. a. O. S. 121 Anm. (47)。フランケは「いき」の「バットホフ」の研究を評価している。「Bachof」の研究は、基本的な意味をもっているのである。ただし、著者(「バットホフ」)は、「バットホフ」の研究を評価している。「Bachof」の研究は、基本的な意味をもっているからである。結果除去は、彼にとって、恣意的な当局の行態(Verhalten)によって惹起されたる違法侵害の除去ではなく、無効な行政行為の実現によって成立している違法侵害の除去である。彼は、その責任(Haftung)を、違法状態存続(an das Bestehen des rechtswidrigen Zustands)だけでなくて、無効な行政行為による違法状態の惹起に、結びつけて理解している。」(Franke, Der Folgerentschädigung

—Der Folgenbeseitigung durch Entschädigung—, Verwaltungsarchiv 1966, B. 57 H. 4 S. 360)

(7) メーツェルはその一人である(Maetzel, a. a. O. S. 515)

(8) Maetzel, a. a. O. S. 515